

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出のワンズオンリー化

提案団体

埼玉県、さいたま市、熊谷市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。

また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。

①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。

特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。

【支障事例について】

現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。

【制度改正の必要性】

平成8年3月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変更届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワンスオンリー化、オンライン化の実現により、行政事務の効率化及び届出を行う事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 11 条、第 12 条、大気汚染防止法施行規則第 11 条、第 12 条、水質汚濁防止法第 10 条、第 11 条、水質汚濁防止法施行規則第 7 条、第 8 条、ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条、第 19 条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 6 条、第 7 条、工業用水法第 9 条、第 10 条、工業用水法施行規則第 7 条、第 8 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 7 条、第 8 条、騒音規制法第 10 条、第 11 条、騒音規制法施行規則第 8 条、第 9 条、振動規制法第 10 条、第 11 条、振動規制法施行規則第 8 条、第 9 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県

○当市でも同様の事例が生じており、同事業所で複数の法令の施設を設置している場合、それぞれ届出をしなければならないが、一部の施設の届出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法令の届出が可の様式になれば、それらの防止ができる。

○例えば A・B・C 市に設置している施設について、届出は A 市にすれば、B・C 市にも届出したことになると思われるが、この場合 A 市から B・C 市に届出内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。また、事業所においても A・B・C 市のどこに届出すればいいのかの判断基準がない。また、A 市は B・C 市にその事業所が施設を設置しているのかの情報を持っていないため、届出を受け取っていいのかわからない。それらの問題が懸念されるため各々の地方自治体に届出する現行制度を維持したい。

○新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」非対面での行政手続が求められていることから、地方自治体が「登記情報提供サービス」により所有者等を確認することで、届出者の利便性の向上や負担軽減に大きく資する。届出のオンライン化の実現性が高くなることから、統一的な手法として認められることが望ましい。

各府省からの第 1 次回答

御指摘の①②のような課題に対しては、現在、環境省においてオンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、御担当者の事務負担ができる限り軽減されるよう、工夫して検討していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンライン化について、御検討いただいているとのこと感謝申し上げます。

②の実現にはオンライン化が必要と考えるが、①はオンライン化に先立ち早急に仕組みの構築をしていただきたい。仕組みの構築にあたっては、オンライン化された後も一定数は窓口での申請が残ることが想定されるため、それを前提に御検討いただきたい。

併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。オンラインシステム化に当たっては、今回取り上げられている法律以外を含めた、公害関係法令を統括的に取り扱うものとし、申請者及び地方公共団体において費用負担が生じないものとする。さらに、自治体の条例に基づき規制対象となる施設に関する類似の届出等手続きについても配慮されたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

届出等のオンライン化に関しては、現在、デジタル庁が中心となって政府共通基盤となるシステム(e-Gov)の整備・改修等を進めており、大気汚染防止法等についても、当該システムを活用する方向で検討を進めているところ。御要望事項についてはデジタル庁と共に検討したい。

そのうえで、①については、平成8年の環境省通知において一括の届出を可能としているが、御指摘のとおり、実際の届出において複数シートに同じような項目を記載して提出しなければならない印象を与えている場合がある。当該通知の本文及び別紙3を修正し、再度通知を発出する対応を検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(3)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。

・「大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。

・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。